

スポーツ安全保険について

この保険は、スポーツ活動等を行う全国の団体員で加入し、大変安い掛金で活動中の傷害・損害を補償するものです。

財団法人スポーツ安全協会が窓口となって、スポーツ及び社会教育活動の団体を取りまとめ、東京海上日動火災保険株式会社（幹事）と契約を結んでいます。

1. 対象となる事故の範囲

【活動中】 加賀田S Cの管理下における活動中の事故

【往復中】 加賀田S Cが指定する集合・解散場所と被保険者の住所との通常の経路を往復中の事故

2. 保険期間

毎年4月1日午前0時より、翌年3月31日午後12時まで

（但し、4月1日以降の申込みについては掛金の振込日の翌日の午前0時より）

3. 掛金（傷害保険料＋賠償責任保険料＋共済見舞金掛金）

一人年間800円（新規入団の場合は手数料200円）

4. 保険金額

- ・死 亡 2,000万円
- ・後遺障害 最高 3,000万円
- ・通 院 1日につき 1,500円（限度あり）
- ・入 院 1日につき 4,000円（限度あり）

※通院・入院とも医療費の実費ではなく、1日当たりの上記定額保険金が支払われる。

- ・賠償責任 身体賠償 1人 1億円（てん補限度額、免責なし）
身体・財物賠償合算 1事故5億円（てん補限度額、免責なし）

- ・共済見舞金 突然死（急性心不全・脳内出血など）180万円

※見舞金は、傷害保険の死亡保険金と重複しては支払われない。

5. 対象となる傷害

被保険者が、団体の活動中及び往復中に、急激で偶然な外来の事故により被った傷害（日射・熱射病及び細菌性・ウィルス性食中毒を含む）による死亡、後遺障害、入院、手術、通院。

入院保険金と通院保険金の場合は、実治療日数が1日目から補償。

6. 加入手続き

加賀田 S C への参加申し込みとともに、事務扱い者で加入手続きをします。

7. ケガをしたら

(1) 事故通知

事故の日から 30 日以内に保険会社に連絡が必要です。ケガをしたらすぐに指導員、または育成会学年委員に申し出てください。

事 故 報 告

クラブ員、または保護者 → 保険担当者 → (ハガキ) → 保険会社

→ (必要書類) → クラブ員、または保護者

(2) 保険金の請求

ケガが治癒した後に、所定の保険金請求書に必要事項を記入し捺印のうえ、必要書類を添えて提出。クラブ代表者が事故証明をして送付。

保 険 金 請 求

保護者 → (保険金請求書・診断書) → 保険金担当者 → 保険会社

→ (保険金…指定の口座に振込) → 保護者

※請求金額が 10 万円以下で、かつ手術保険金の請求がない傷害については医師の診断書が不要ですので、通院日数を記録し、診察券や薬袋のコピーを提出してください。

※スポーツ安全保険のパンフレットを読み、内容を確認して下さい。